大阪市中央こども相談センター
分館駐車場

使用事業者募集要項

令 和 ７ 年 ８ 月

大阪市こども青少年局

大阪市中央こども相談センター分館駐車場使用事業者募集要項

大阪市こども青少年局が実施する、大阪市中央こども相談センター分館駐車場使用事業者（以下「使用者」という。）の募集に参加される方は、本実施要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申込みください。

１　公募物件

募集は、今後予告なしに中止する場合があります。

物件番号	所在地（住居表示）	面積（㎡）	指定用途	使用期間※	最低使用料（月額・税抜）
1	中央区森ノ宮中央１丁目 17 番１内（中央区森ノ宮中央１丁目 17 番５号）	313.06	一時貸し駐車場（平面利用）	令和７年 11 月１日 ～ 令和８年３月 31 日	802,000 円

※　使用期間満了の３か月前までに書面により本市に申し出を行い、承認を得たうえで、1 年毎の期間で更新ができるものとします。（※本市の土地活用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。）

なお、更新については、当初の使用期間から通算 5 年を超えることができないものとします。

※　最低使用料（予定価格）には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は　消費税等（10％）が加算されます。なお、使用許可期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。

公募物件は、すべて現状有姿で使用の許可を行いますので、お申込み前に現況及び物件の近隣周辺環境を必ず確認してください。土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。必要に応じて使用者の負担で対応してください。

なお、申込時と使用時において、現況に変更があった場合においても、使用時の現況が優先します。

如何なる場合も本市は責任を負いません。

２　応募資格要件

個人及び法人。ただし、次に該当する方は申込みの資格はありません。

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者
（２）　本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者
（３）　大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者
（４）　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
（５）　当局が実施した行政財産の使用許可にかかる事業者の公募において、価格提案後若しくは使

用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから２年を経過しない者

（６） 駐車場の管理運営に関する業務について、３年以上の実績を有していないこと

※大阪市暴力団排除条例第２条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴ 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

⑵ 暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

⑶ 暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第３条

条例第２条第３号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

⑴ 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

⑵ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

⑶ 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

⑷ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

⑸ 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

⑹ 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3　使用許可にあたっての条件等

（1）　土地の使用条件

1．時間貸駐車場の利用に限定します。

2．設定する駐車区画のうち一つについては、車椅子使用者用駐車区画（幅350㎝）とすること。

3．自動販売機の設置については、認めません。

4．使用用途・利用計画について、後掲の入札参加申込書及び土地利用計画図にて提案していただきます。本市の承認を得ずに使用目的を変更することはできません。

5．駐車場の通路部分については、こども相談センターの通路として利用することがあります。

6．次に掲げる障がい者自ら運転する車両及び当該障がい者が乗車し、その移動のために当該障がい者以外の者が運転する車両またはその他本市が必要と判断した利用者が運転する車両については利用料を免除すること。

①身体障がい者手帳の交付を受けている者

②精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者

③療育手帳の交付を受けている者

（免除時間実績）

令和６年度実績：年間時間306.5時間・１回当たり利用平均時間2時間17分

7．使用者が設置した機器故障等の緊急時には迅速に対応できる体制を確保すること。

8．駐車場の使用に伴って発生する利用者・近隣住民等からの事故・機器故障・苦情対応を迅速に行うとともに結果について本市に書面をもって報告すること。

9．駐車場に機器を新たに設置する場合、看板等を設置する場合は事前に書面により本市に申請すること。この場合の費用は全て使用者の負担とします。

10．緊急時・災害時には対応を行い本市から指示がある場合は協力すること。

（2）禁止する用途

1．風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供することはできません。

2．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団又はその他の反社会的団体、及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に供することはできません。

3．政治的用途・宗教的用途に供することはできません。

4．地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用途に供することはできません。

5．悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など近隣環境を損なう又は損なうおそれのある用途に供することはできません。

6．その他本市が適さないと判断した用に供することはできません。

（３）第三者利用の禁止

使用事業者は、使用物件等を他のものにしようさせ又は担保に供してはならない。ただし、業務の一部について、本市が承認した場合はこの限りではない。

（４）調査実施及び報告等

（１）から（３）に定める義務の履行状況を確認するため、市が実地調査し、又は所要の報告を求めることがありますが、その場合は協力する義務があります。

（５）行政財産目的外使用許可書に反することが明らかとなった場合には、使用許可を取消すことがあります。

４　質問受付

物件に関して質問がある場合は、別様式の質疑書を下記アドレスに電子メールで提出してください。なお、質疑書以外での質問は受け付けません。質問に対する回答要旨は、大阪市ホームページに掲載します。

・質問受付期間：令和７年８月 25 日（月）まで
・電子メール送信先：fb0130@city.osaka.lg.jp
・質問回答予定：令和７年８月 29 日（金）
※回答要旨は次のリンク先に掲載します。
(https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/category/3047-9-16-1-0-0-0-0-0-0.html)

５　応募手続き

（１）応募受付期間

令和７年８月 29 日(金)～令和７年９月 16 日(火)
午前９時 30 分～正午、午後１時～午後５時
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

（２）申込受付場所

大阪市中央区森ノ宮中央１丁目 17 番５号
大阪市中央こども相談センター分館　４階
大阪市こども青少年局中央こども相談センター東部分室（管理担当）

（３）申込みに必要な書類

１．応募申込書（本市所定様式）
２．誓約書（本市所定様式）
※ホームページから表面と裏面を別々に印刷した場合は、必ず実印の割印を押印してください。
３．〈個人〉印鑑登録証明書、〈法人〉印鑑証明書

４．〈個人〉住民票の写し（**マイナンバー（個人番号）の記載がないもの**）
〈法人〉法人の登記事項証明書又は登記簿謄本
※ 登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」又は「履歴事項証明書」に限ります。
５．土地利用計画図
土地の利用にあたっての計画図（例　各種レイアウト（工作物を含む。））を図示していただき、**使用用途がはっきりわかるように**記入してください。

※　３，４については、**原本かつ発行後３か月以内**のものに限ります。
なお、５については、特に様式は定めていませんので、**別添土地利用計画図を参考に**各自で作成してください。

※　応募申込時に提出された土地利用計画図をもとに、使用許可条件及び禁止用途に抵触していると本市が判断する場合は、以降の価格提案審査には参加できません。

※　本市が申込みの受付に際し取得する個人情報は、本市行政財産目的外使用許可関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、大阪市個人情報保護条例により制限されています。

（４）申込みの手続き
受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。
（送付、電話、ファックス、インターネット等による受付は行いません。）
なお、書類不備等がある場合には受付を行いません。
また、申込受付期間以後の受付は一切行いません。

（５）応募にあたっての留意事項
１．価格審査後の使用許可については、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
２．提出された入札参加申込書の内容が本実施要領の定めに反すると認められる場合は受付を取り消します。
３．応募の取下げは、応募受付期間内に限って行うことができます。
４．応募受付以降に応募資格要件を満たさないことが判明した場合は、その旨通知します。通知を受けた者は価格提案を行うことができません。
その通知が価格提案日の２営業日前までになければ、応募資格があることを承認したこととします。

６　価格提案及び審査

（１）価格提案書の提出及び審査の日時
令和７年９月 24 日（水）
午前 11 時から 11 時 30 分までに価格提案書を審査室で提出していただき、午前 11 時 30 分か

ら価格提案審査決定を行います。

（２）価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市中央区森ノ宮中央１丁目 17 番５号

大阪市中央こども相談センター分館４階会議室

（３）提出書類等（当日持参するもの）

１．価格提案書＜本市所定様式＞

２．委任状（代理人により入札しようとする場合のみ）＜本市所定様式＞

３．実印（代理人により入札しようとする場合は委任状に押印した印鑑）

（４）価格提案書の投函方法

１．価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印（実印）の上、入札箱に投函してください。

２．入札は、代理人に行わせることができます。この場合、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。

（５）応募価格の表示

応募価格は、**１か月分の使用料（消費税等を含みません。）**の額を表示してください。

（６）価格提案書の書き換え等の禁止

入札箱に投函した価格提案書の書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

（７）価格提案審査

１．価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募者立会いのもとで行います。

２．応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。

３．価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。価格提案審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

（８）価格提案書の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

１．最低使用料を下回る価格によるもの

２．応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの

３．指定日時までに価格提案審査に必要な書類を提出しなかったもの

４．記名押印（実印または委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）がないもの

５．所定様式の価格提案書を用いないで価格提案したもの

６．同一物件について応募者又はその代理人が２以上の価格提案をしたときは、その全部のもの
７．同一物件について応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの
８．同一物件について他の応募者の代理人を兼ね又は２人以上の代理人として価格提案をしたときは、その全部のもの
９．応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの
10．訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの
11．価格提案に関し不正な行為を行った者が価格提案したもの
12．その他価格提案に関する条件に違反したもの

（９）使用予定事業者の決定

使用予定事業者は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

なお使用予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続きの説明を行います。

(10) くじによる使用予定者の決定

最高額となる価格提案をした者が２人以上あるときは、直ちにくじにより使用予定者を決定します。この際に、価格提案書に押印した印鑑が必要です。

当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格提案審査事務に関係のない職員）が応募者にかわってくじを引き、使用予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

使用予定事業者があるときは、その者の使用予定事業者名及び決定価格、並びに使用予定事業者以外の応募者名及び応募価格の発表を行います。使用予定事業者がないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募者に発表します。

使用予定事業者があった物件について、その使用許可手続きの完了後、全応募者の「応募価格」及び「応募者名（個人の場合は使用予定事業者名者のみ)」を記載した価格提案審査経過調書を作成し、本市ホームページ上で公表します。

なお、電話での問い合わせに対しては、使用予定事業者名及び決定価格を回答します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

８　使用許可の手続き等

（１）使用許可の手続き

使用許可の手続きは、令和７年 10 月 3 日（金）までに「行政財産目的外使用許可申請書（及び付属書類)」を提出するものとします。本市は令和７年 10 月 24 日（金）までに「行政財産目的外使用許可書」を発行します。なお、使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。また使

用予定者決定以降に応募資格がないことが判明した場合は、許可は行わず、許可書発行以降に応募参加資格がないことが判明した場合は、その許可を取消することがあります。

（２）使用許可期間

使用許可期間は、令和７年 11 月１日から令和８年３月 31 日までとします。

ただし、使用許可期間満了の３か月前（初年度は１か月前）までに書面により本市に申し出を行い、承認を得たうえで、１年毎の期間で更新ができるものとします。（※本市の土地活用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、契約書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。）

なお、更新については、当初の許可から通算５年を超えることができないものとします。

（３）使用料

使用料は、決定価格に消費税等を含む額とします。

（４）使用料の納付

使用料については、次の納入期限までに別途本市の発行する納入通知書により全額を一括納付していただきます。

期　　間	納入期限
令和７年 11 月１日から令和８年３月 31 日まで	令和７年 10 月 31 日

ただし、本市と協議の上、半期ごと又は四半期ごとの納付を可能とします。

その場合、上記期限までに、使用料の３か月分を保証料として納入していただきます。

納入期限が金融機関の休業日にあたる場合は、金融機関の翌営業日を納入期限とします。

（５）その他必要経費等

１．駐車場の設置に関する駐車機器の設置費、消耗品費、維持管理経費、電話代等の駐車場運営にかかるすべての経費は使用事業者の負担とする。

２．駐車場の運営に係る機器等へ供給する電力について、その使用料は使用事業者の負担とする。

３．原状回復にかかる費用は、使用事業者の負担とする。

１１　その他

（１）本行政財産目的外使用許可にかかる一切の費用については、使用事業者の負担となります。

（２）本行政財産目的外使用許可に際して、物件調書に記載のとおり条件がありますので必ずご確認ください。

（３）本募集要項に定めのない事項は、土地利用に関連した法令、地方自治法、同施行令、大阪市財産条例等の関連諸法令に定めるところによって処理します。

【募集に関する問い合わせ先】

大阪市こども青少年局中央こども相談センター東部分室（管理担当）

大阪市中央区森ノ宮中央１丁目17番５号　大阪市中央こども相談センター分館４階

メールアドレス：fb0130@city.osaka.lg.jp